

大府一ツ屋地区計画

地区計画の目標

本地区は、JR 共和駅より南約 1 km に位置し、大府一ツ屋土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設の整備及び良好な住宅地としての整備が行われた区域である。

本計画では、良好な居住環境の維持・保全を図ることを目標とする。

土地利用の方針

《A 地区》 既存住宅の良好な居住環境の維持・保全を図る。

《B 地区》 住宅地としての土地利用への誘導を図り、良好な居住環境の維持・保全を図る。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位 置		大府市一屋町二丁目の一部	
地区の区分		A 地区	B 地区
用途地域		第一種住居地域	工業地域
建蔽率／容積率		60／200	60／200
面積		約 4.2 ha	約 0.6 ha
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない
			次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない
		<ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 保育所 5 病院 6 公衆浴場 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 自動車教習上 9 畜舎 10 自動車修理工場 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130 条の 4 及び第 130 条の 5 の 4 で定める公益施設 6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの 7 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの 8 自動車整備工場で作業場の床面積が 150 平方メートル以内のもの 9 工場、ただし次に掲げるものを除く <ol style="list-style-type: none"> (1) 原動機を使用する工場で作業場の

			<p>床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(自動車修理工場を除く)</p> <p>(2) 法別表第 2 (と) 項第三号、(ぬ) 項第三号及び(る) 項第一号に掲げる事業を営む工場</p> <p>10 令第 130 条の 9 に掲げる数量以下の危険物の貯留又は処理に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの</p> <p>11 法別表第 2 (は) 項第六号で定める自動車車庫</p> <p>12 前各号の建築物に付属するもの(令第 130 条の 5 の 5 で定めるものは除く)</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡	
	建築物等の高さの最高限度	12m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。	建築物の外壁の色彩は、周辺環境と調和の取れた色合いのものとする。
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路、公園又は緑地に面する側に垣又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防犯性に配慮したものとする。</p> <p>ただし、ブロック塀その他これらに類するものの高さが敷地地盤面から 0.6メートル以内のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。</p>	

問い合わせ先

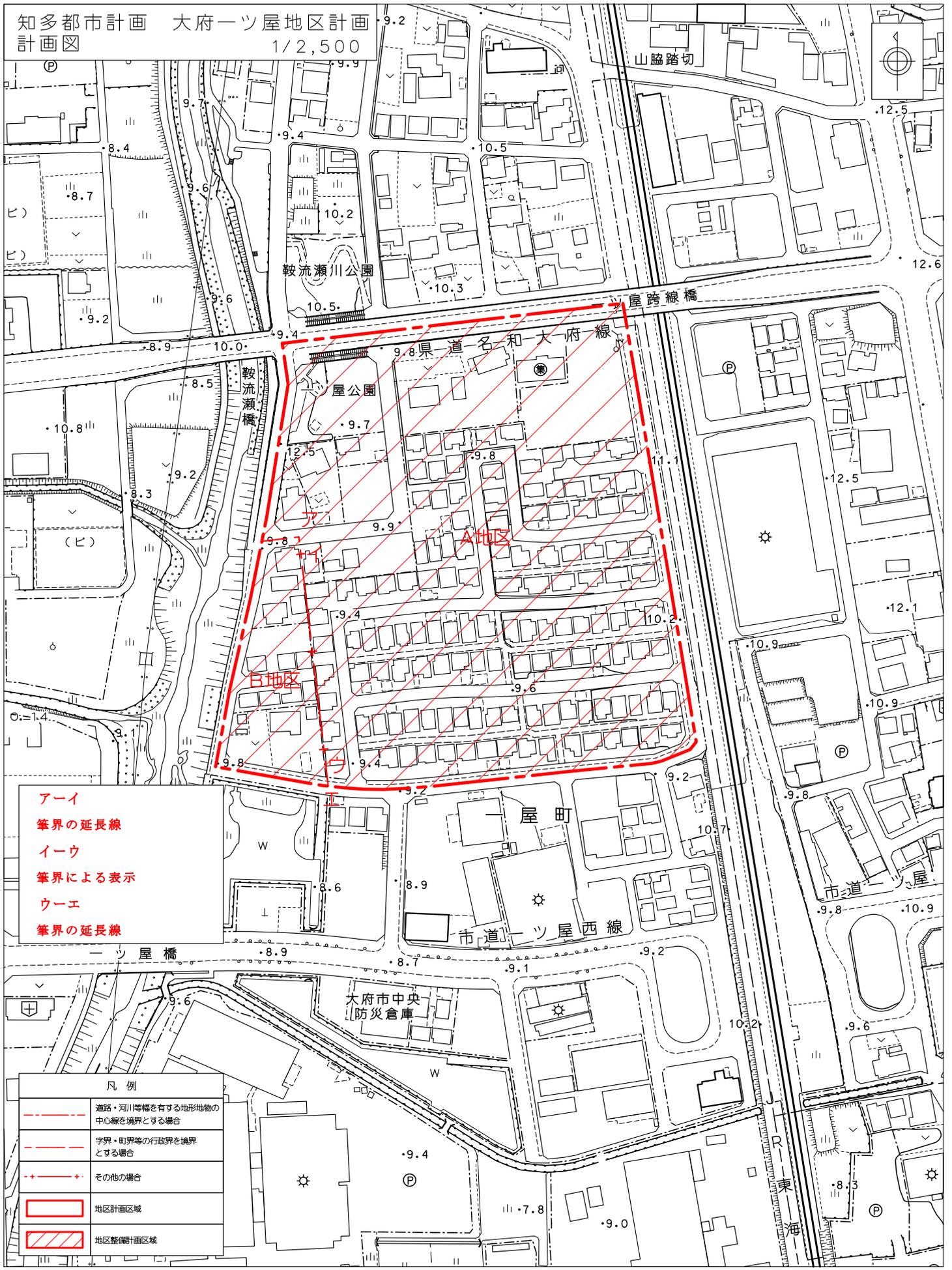
○地区計画の届出に関する相談・提出先

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所 4 階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所 4 階） ☎0562-45-6221

知多都市計画 大府一ツ屋地区計画
 計画図 1/2,500



- アイ 筆界の延長線
- イーウ 筆界による表示
- ウーエ 筆界の延長線

凡例	
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界・町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合
	地区計画区域
	地区整備計画区域

1:2,500

